

## 第四次川越市総合計画後期基本計画策定方針

### 1. 策定の趣旨

市では平成 28（2016）年 3 月に第四次川越市総合計画を策定し、平成 37（2025）年度までの基本構想において、10 年後の将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」と 8 つの分野別の基本目標を定めるとともに、平成 32（2020）年度までの前期基本計画において 52 の施策を位置付け、目標の達成に向けて取り組んでいます。

今回、前期基本計画が平成 32（2020）年度に終了となることから、残る 5 年間で将来都市像の実現に向けて取り組むべく、前期基本計画の取組の検証とともに近年の社会状況の変化を踏まえた後期基本計画を策定しようとするものです。

### 2. 策定の視点

第四次川越市総合計画（基本構想、前期基本計画）策定時の 3 つの視点を引き継ぐとともに、近年の世界的な動向である、誰もが安心して生活できる持続可能な社会を目指す SDGs（持続可能な開発目標）の視点を追加することとします。

#### (1) ネットワークの視点

これからのまちづくりには、市民、自治会、事業者、民間団体、NPO、行政など、また、産業間、各地域間での連携やネットワークの充実が望まれます。今後のまちづくりの課題や方向性を共有するため、計画の策定段階から積極的な市民参加を図ります。

#### (2) 実行重視とマネジメントの視点

少子高齢化と人口減少の時代のなかで、より実行性を重視した計画とするため、基本計画で基本的な方針を示し、さらに重要事業を可能な限り具体的に明示します。また、策定後の進捗管理を行いやすい計画とします。

#### (3) 地域の視点

住むことに誇りと愛着を感じられるよう、地域の魅力の向上と活性化を目指します。

また、豊かな市民生活を支える地域社会を築き、住民が主体となったまちづくりを進めるため、地域内分権を視野に入れた計画とします。

#### (4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点 【新規追加】

平成 27（2015）年に国連で採択された SDGs の基本理念は、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、経済・社会・環境を統合して向上させるというものです。2030 年に向けた 17 の持続可能な開発目標は、国際社会共通の普遍的な課題であり、その達成に向けて地方自治体を含めた幅広い主体が連携して取り組むことが重視されています。

本市においても SDGs の達成に向けた取組を推進するため、各施策と SDGs との関連を意識して取り組む計画とします。

### **3. 策定にあたり踏まえるべき社会状況**

近年の社会状況の変化として、以下の内容を踏まえた計画とします。

#### **(1) 共生社会の実現に向けた取組**

少子高齢化が進行する中、持続的な経済成長と活力を維持するため、国は誰もが社会に参加・貢献する一億総活躍社会を提唱しています。その前提として、年齢や障害等の有無、性別や国籍といった属性に関わらず、相互の多様性を尊重して支え合う共生社会の実現が求められています。

近年の性的指向・性自認の多様性の受容に向けた全国的な動きや、今後増加が予想される外国人労働者との共生など、共生社会実現に向けた取組は一層その重要性が高まっています。

#### **(2) AI・IoT等革新的技術の社会実装に向けた動き**

AIやIoT、ビッグデータなど、社会のあり方に影響を及ぼす先端技術の登場を受け、国はあらゆる産業や社会生活に先端技術を取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会（Society 5.0）の実現を目指すこととしています。

現在導入が進められている超高速・超低遅延・多数同時接続を可能とする第5世代移动通信システム（5G）により、近い将来にはあらゆるものがインターネットにつながる社会が本格的に到来します。技術革新によってもたらされる無人自動運転の実現やAIを活用した医療支援、金融とテクノロジーを結びつけるフィンテックの発展などは、人々の生活や産業構造、雇用など社会のあり方を大きく変える可能性があり、豊かな社会の実現に向けてその動向が注目されています。

#### **(3) 公共サービスの担い手の広がり**

社会的課題が複雑多様化する中、行政が提供する公共サービスを補完する動きとして、新たな民間手法によるサービスが注目されています。

行政情報のオープンデータ化の推進は、企業の新たなビジネス機会を創出するだけでなく、市民個人やNPOがデータを活用して公共的なアプリを開発するなど、IT技術を活用した新たな協働の形を生み出しています。

また、クラウドファンディングやクラウドソーシングなどのシェアリングエコノミーの広がりは、個人が持つ遊休資産やスキル等を有効活用することを通じて、地域経済の活性化や新たな就業機会の創出、地域における共助の仕組みを構築するものとして期待されています。

## 4. 計画の概要

### (1) 計画の名称

第四次川越市総合計画前期基本計画の後継の計画として、「第四次川越市総合計画後期基本計画」とします。

### (2) 計画期間

前期基本計画終了の翌年度から、基本構想の終了年度までを対象とし、平成 33（2021）年度～平成 37（2025）年度までの 5 年間の計画とします。

年度 (西暦)	H28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	R1 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				

### (3) 基本構想について

基本構想は前期基本計画策定時に 10 年後を見据えて定めたものであり、多くの市民意見の反映とともに議会の議決を経て確定したものです。策定以後の社会状況や本市の状況を踏まえた際、基本構想の変更を要する程の大きな状況変化は見られないことから、基本構想は変えずに、その実現に向けて推進する計画とします。

## 5. 後期基本計画における変更点

### (1) 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第四次川越市総合計画（基本構想、前期基本計画）と同時期に策定した、人口減少対策に特化した計画です。

人口減少・少子高齢化が進行する中、本市が目指す将来都市像の実現に向けて取り組むにあたり、総合戦略を後期基本計画に包含することで両計画の連携を図り、一体的に施策を推進できる計画とします。

### (2) 本市状況の項目に「公共施設等の老朽化」を追加

持続可能なまちづくりを進めるためには、社会資本マネジメントの観点は不可欠です。

折しも前期基本計画終了年度となる平成 32（2020）年度は、国が要請する個別施設計画の策定期限となっており、後期基本計画は個別施設計画を踏まえて本格的に公共施設の維持更新・長寿命化に取り組むこととなります。

そのため、構成においては、本市状況を述べる一項目として、「公共施設等の老朽化」を加えることとします。

## **6. 策定の体制・進め方**

### **(1) 市民参加**

#### **①川越市総合計画審議会**

基本計画に関する事項について審議するため、附属機関の会議を開催します。構成については、多様な視点を取り入れるため、下記 i ～ iii から 30 名程度を選任します。

- i) 学識経験者：市政全般の課題に対する知識・経験が豊富な市議会議員、専門的知見を持つ大学教員
- ii) 市内公共的団体等の代表者：前期計画策定時において委員を推薦した団体等から選出
- iii) 市民公募：策定過程における市民意見の反映のため、公募委員を選出

#### **②市民満足度調査**

総合計画に掲げる施策に対する重要度・満足度を把握するため、市民を対象にアンケートを実施します。

#### **③市民ワークショップ**

総合計画策定の参考とするため、市民満足度調査時に参加意向を示した市民を対象に、グループワークによる討議を行います。

#### **④意見公募（パブリックコメント）**

総合計画に対する意見を得るため、後期基本計画の原案に対して意見公募を行います。

### **(2) 庁内策定体制**

#### **①庁議**

庁内検討及び審議会での審議を踏まえ、総合計画における最終決定を行います。

#### **②総合計画調整会議（市長、副市長、総合政策部長、財政部長、政策企画課長）**

総合計画策定にかかる重要事項を審議します。

#### **③総合計画策定委員会（副市長、教育長、上下水道事業管理者、部長級職員）**

課長級職員で構成される幹事会の審議を踏まえ、基本的事項や原案に関する事項を審議します。


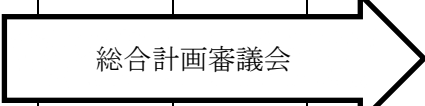
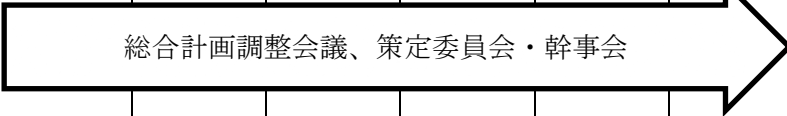
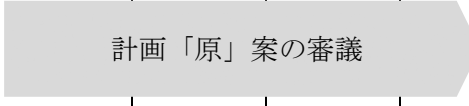

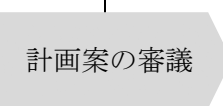
#### **④幹事会（総合政策部長、課長級職員）**

政策企画課及び企画担当職員を中心に作成された原案について審議します。

#### **⑤企画担当職員（各所属選出の担当職員：副主幹～主査級）**

本市状況や近年の社会状況を踏まえ、政策企画課職員とともに各課調整の上で原案作成を行います。原案策定に際し、本市に関する各種統計や国の計画等を事前に調査することで、それぞれが担当する各個別計画策定の事前準備も兼ねることとします。

## 7. スケジュール

	平成 30 年度	令和元年度				令和 2 年度			
	10～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
	 市民満足度調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査</li> <li>・現状分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民ワークショップ</li> </ul>				 総合計画審議会		
			 総合計画調整会議、策定委員会・幹事会						
			 計画「原」案の審議		 パブコメ	 計画案の審議			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             議 会 報 告           </div>